

スウェーデンの住宅建築基準法における福祉的視点

城戸 喜子

(社会保障研究所主任研究員)

前書き

社会保障の前提条件として、雇用の必要性はしばしば言及される。一方、住宅について同様な主張のなされることは、日本ではあまりなかった。しかし生活保護や年金給付に関しても、持ち家居住の場合と大都市における賃貸住宅居住世帯とを同様に扱うべきでないこと、入院医療から在宅医療への転換、老人や身体障害者の自立生活・在宅ケア等を考えれば分かるように、健康的で生活し易く且つさほど高価でない住宅に居住できることは、生活の基本的条件である。そうした意味で住宅が、福祉政策の重要な一側面であることは否定できないだろう。

とはいえ住宅政策の範囲は、(1)公的介入の形態—公的部門による直接的供給か、民間企業による供給への金融・税制面での優遇措置か、家賃統制か—から始まり、(2)家計への金融・税制面での優遇措置、住宅手当の支給、(3)更に一般住宅に関する建築上の規制にまで及ぶ。(1)及び(2)については、日本に於ても施策が皆無ではないし、論議されることもある。しかし(3)についてそう

したことは殆ど無い。

一般に多くの国で、建造物に関する基準や規制は存在するし、日本に於ても建築基準法は確かにある。しかし、昭和25年に公布された本邦建築規準法は、第1章総則第2条第1項建築物の定義において、一般住宅を特定しておらず、建築物は総て一括して扱われている。又、第2項は特殊建築物として、学校、病院等23のものを挙げているに過ぎない。更に総則のどこをみても、一般住宅について特別な規定はない。住宅を指定して規則が述べられているのは、第2章建築物の敷地、構造及び建築設備の中で、居室の採光及び換気(28条)、日照(29条)、地階における住宅等の居室の禁止(30条)だけであり、その他に別表2用途地域内の建築物の制限に、第1種住居専用地域内に建築することが出来る建築物に住宅と指定されているに過ぎない。

この様に日本の建築基準法は、一般住宅に関する原理・原則や詳細な規定を含んでいるとは言えない。勿論、建築物全般に関する規定が住宅にも適用されるとは考えられるが、それらは全体に安全と衛生に関する物理的条件を定めているのみで、快適な

資 料

日常生活（広さや機能）あるいは福祉的視点を考慮したものではない。筆者はたまたま昭和54年に、1カ月程スウェーデンに滞在し、福祉政策との関連で住宅環境に関する資料を収集する中に、スウェーデン建築基準法（Svensk byggnorm：SBN1975）が、障害者や老人の地域での自立生活を可能にするという原則の下に作られていることを知った。これは、（社会）福祉に於ける正常化及び統合化の原理を反映していると考えられる。

筆者は社会福祉や住宅の専門家でもないし、両者の接点に関する研究に特に携わって来た訳でもない。しかし、日本ではそうした研究が余り見られないため、単なる資料提供の意味で、上記SBNに於ける住宅関係の規定を中心に、同国の建設・建築法規に於ける福祉的（日常生活に於ける快適さの増進をも含む）条項の例示的紹介を行いたい。以下、第1節で同国に於ける主な建設・建築法規の種類、第2節でSBNの構成と規定事項、第3節で同国に於ける住宅の種類、第4節で住宅に関する規定の実例を扱う。

1. 建設・建築法規の種類

建設計画、その実施、管理、行政に必要な事項を規定しているスウェーデンの建築法規は、主として次の三つである。(1) Building Act (Byggnadslagen：BL), 1947, (2) Building Ordinance (Byggnadsstadgan：BS), 1959, (3) Building Code (SBN), 1975. これらのうちBLは、主として土地開発と

その計画に関する法規であり、その他に土地使用、一般建設計画、実施、管理等に関する原則的な事項をも規定している。BSは、上記BLの原則に基づき実際に適用される建築法規であり、建築行政の単位であるコミューンの建設委員会が、土地利用・分割・建設計画、施行、管理等の行政に当たって、この法律に依ることが多い。

SBNはBSを更に具体化したものであり、建築構造、安全衛生、防・耐火基準、設備の機能、及び「良き住居」に必要な面積、屋内気温、騒音遮断等に関する細則が盛られている。即ちこれらの法律は、BL－BS－SBNと具体化・詳細化してゆき、末端にあるSBNは建築計画、建築許可申請、施行管理等に実際に用いられる建築基準法であると言えよう。この他にこれらを補足する条例、勧告等多数の規制が、関係監督官庁よりそれぞれ出ている。例えば、防衛庁からは地下防空室の設計基準が、消防庁からは避難路、ドア等の仕様に関する規定が、交通安全局からは道路及び駐車に関する条項が出ている。

2. SBNの構成と規定事項

SBNは老人や障害者を含む全ての人が、自分の住む地域で平等に、安全で健康で便利で快適な生活を送れるような居住・生活環境を作り上げる為に、次の様な事項について規定している。即ち、第1章で建築許可・監督の様な一般的事項、第2章で建築構造の安全性、第3章で建物の安全性（防火、防水、断熱等）と、衛生に関わる事項

(防湿, 防音, 耐寒, 換気, 採光等), 第4~5章で建物の設備(エレベーター, ダストシュート, 煙突, 暖房・給水設備等)に関する事項, 第6~7章で建物の各部分の広さと, 建物の種類別特別事項である。ここで注意すべき点が二つある。第一は, 障害者や老人が自分達専用の特別の住宅だけでなく, 全ての建物に不自由なく出入り出来ることを狙っている点であり, 第二は建物の種類別特別規定に関する第7章で一般住宅が特定され, かなり詳細な規定の見られる点である。

第一の点については, 例えば建物の各部分の広さに関する第6章で, 入口・エレベーター等については少なくとも一つが, 担架や車椅子の使用出来る程広くなければならないと規定されていることから明らかである。第二の点は, 日常生活に於ける不自由(障害)の除去や快適さの増進と, 住居構造との密接な関わりの認識, 即ち人間の福祉あるいは生活の質と住宅との不可分性に関する正しい理解を示していると言えよう。SBNは, 住宅の持つ各機能を最善に保持することを目的とし, 福祉政策の一環を担っているのである。

3. 住宅の種類

SBNの適用対象は全ての建物であるが, 本稿では住宅を中心に述べるため, ここでスウェーデンに現存する住宅の種類を見ておこう。同国に於ける住宅は先ず, (1)小住宅, (2)アパート, (3)福祉住宅の3種類に大きく分けられる。更に, (1)は一戸建て

(villa), 長屋風テラス・ハウス(radhus), 長屋風一戸建て(kedjehus)の3種類に, (2)は低層2-4(Lammelhus, Loftgånghus), 中層5-7階, 高層8-12階(höghus etc.)の3種類に, (3)はサービス・ハウス(servicehuset)とフォーカス・アパルトメントの2種類に分けられる。この内, (3)の前者は老人用アパート+食堂, 運動室, 医療室, 手工芸室, 美容室, 集会室, 図書室等から成り, 後者は障害者用アパート・ホテルである。次にDUDEN, Bildwörterbuch(Schwedisch)から各種住宅の写真と, スウェーデン社会庁の文書(Socialstyrelsen redovisar, Servicehus för äldre, 1972)からサービス・ハウスの典型的な間取り図を掲げておく。

4. 住宅に関する規定の実例

住宅の仕様に関する原則的規定はBSの46条に見られ, 必要面積, 機能及び設備の基準として下記の事項が掲げられている。

- (1) 必要な耐寒, 防音, 防湿のための遮断装置
- (2) 暖房, 換気の十分な設備
- (3) 十分な塵芥処理装置
- (4) 居室の最小面積として7 m²
- (5) 居室の天井の高さ, 少なくとも2.4m
- (6) 居室及び台所に, 外気に接する窓
- (7) 集合住宅に倉庫, 洗濯場, 乾燥室, 寝具・カーペットの干し場, 外部から直接に入れる自転車, 乳母車等の置場
- (8) 住宅は出来るだけ日当りを良くし, 必要な場合の換気に備え, 吹抜けを可能に

資料

図1 各種住宅

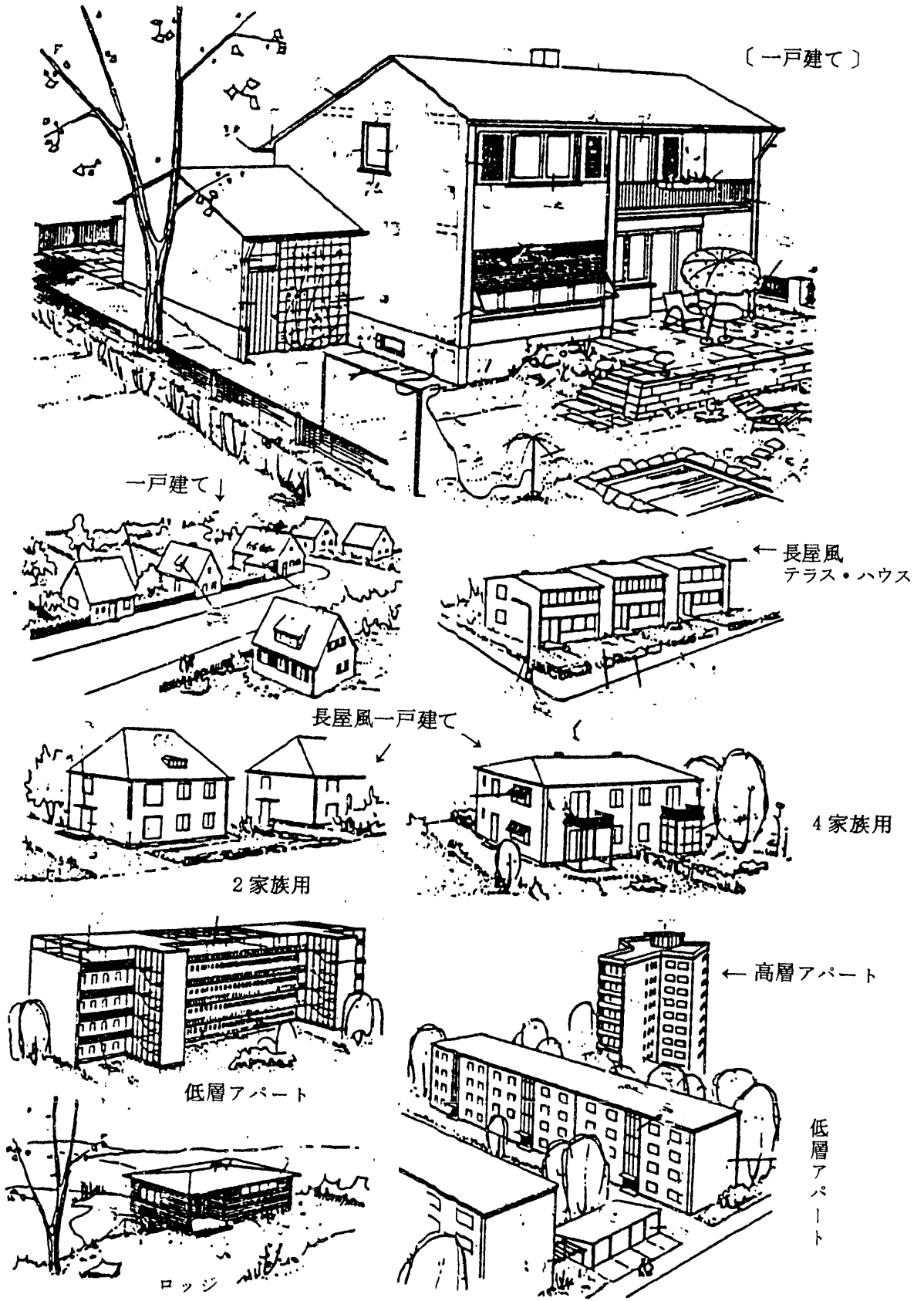
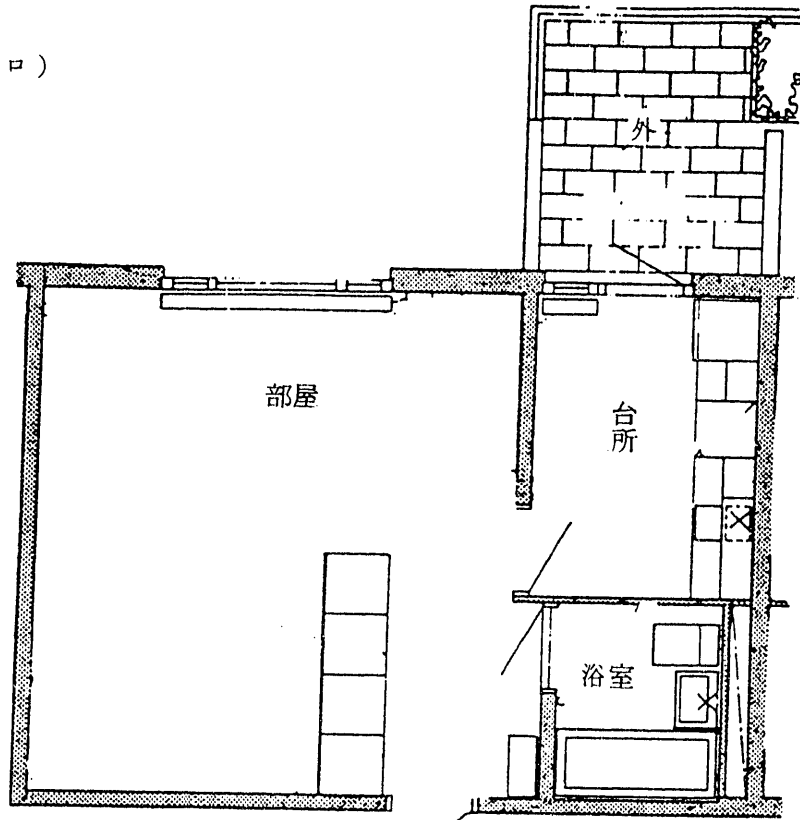


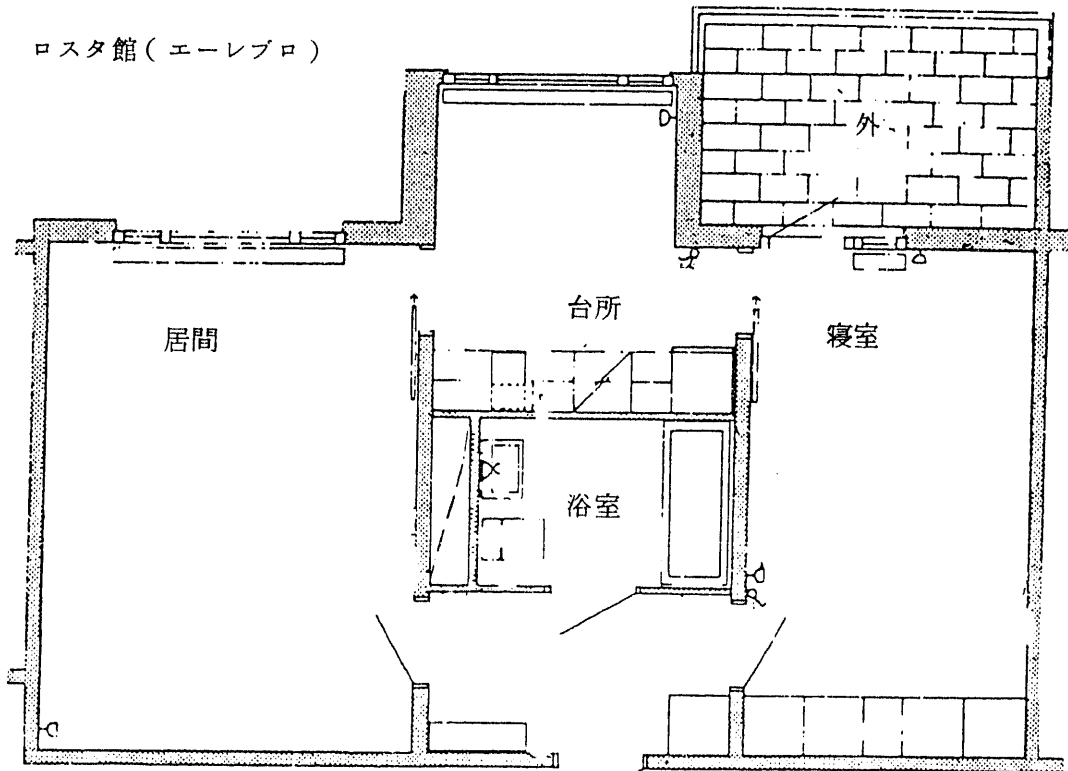
図2 サービスハウスの間取り

1. ロスタ館(エーレプロ)



1 RoKv 34,7 m²

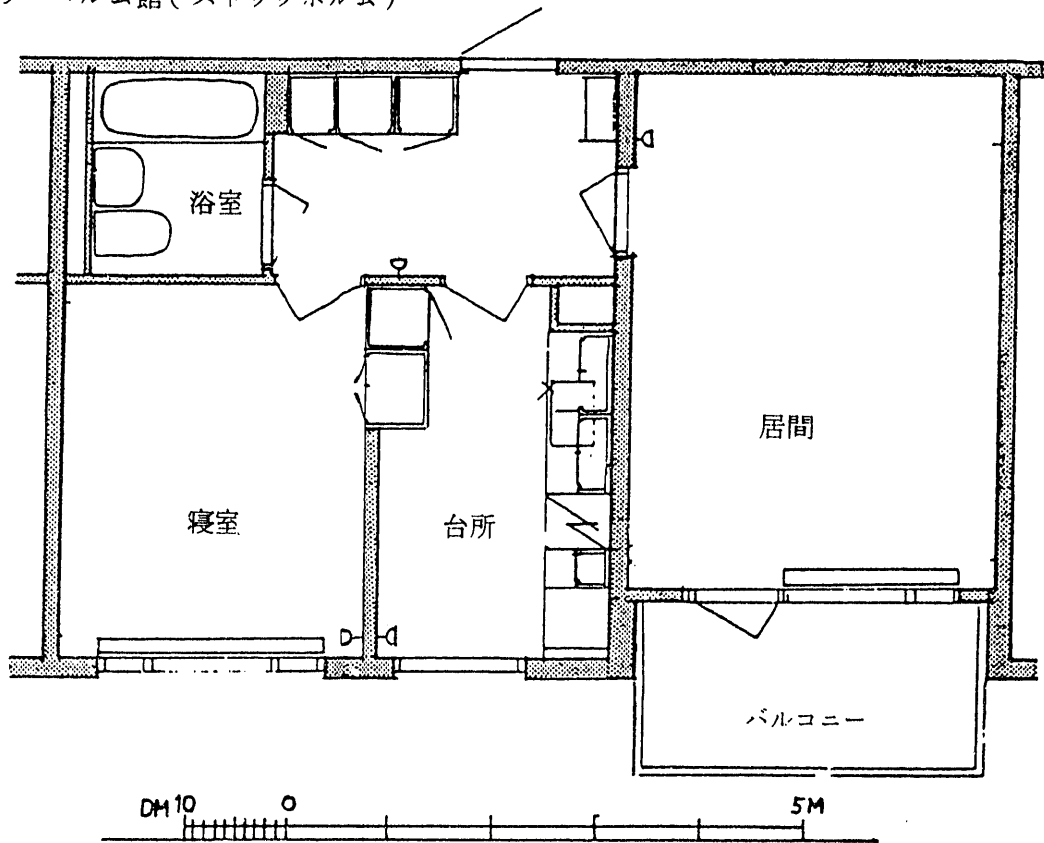
2. ロスタ館(エーレプロ)



2 RoKv 51,1 m²

資料

3. セーダーマルム館(ストックホルム)



することが望ましい。

(9) 住宅には、その大きさに応じたバルコニー、テラス等を設けるようにする。

この他に、SBN第7章住宅には、例えば次の様な細則がある。(但し前提条件として、どの住宅も障害者が不自由なく使用出来るように作られていることが、最初に述べられている。)

(1) 住居の大きさと設備との関係

1 R K 居間、食卓の置ける台所、衛生設備(WC、洗面台、シャワー)

1 ½ R K v 一人用寝室(7 m²)、キッチン、衛生設備

1 ½ R K 居間、一人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

2 R K v 居間、二人用寝室(10 m²)、キッチン、衛生設備

2 R K 居間、二人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

2 ½ R K 居間、二人用寝室、一人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

(2) 各室の配置

住居の中の各部屋は、住居の機能と働きとを勘案して、適切な相互関係を作り出すように配置されること。例えば寝室は他の部屋への唯一の通路であってはならない。

(3) 居住スペース

家具の移動性との関連：部屋の作り方、ドアや窓の取り付け方は、その部屋が本来の目的に沿って、十分に家具を動かせる

る様なものであること。

居間：居住用アパートには、少なくとも3.6 mの幅を持つ居間がなければならない。しかし、もし長い方の側に窓があるならば、居間の幅は3.4 mでも良い。但し、家具の様々な置き方を可能にする為には、4.5 mが望ましい。2 R K又は其れ以上のアパートならば、少なくとも20 m²の空間を持たなければならない。

S B Nは又住宅に特定せず、全ての建物に於ける各部分の広さを規定している第6章で、入口、エレベーター、ドア、階段、スロープ等移動通路について次の様に述べている。

(1) 入口とエレベーター

入口：建物への入口は少なくとも一つ、障害者にとって利用出来るものでなくてはならない。そして、その入口は見つけ易く表示されていなければならない。

通路：集合住宅に於けるアパートからの通路は、担架が通れねばならない。又、アパートとエレベーターとの間の通路の少なくとも一つは、階段なしに作られていなければならない。

エレベーター：人の乗るエレベーターの広さは110cm×120cm、家具（担架）用エレベーターは110cm×220cmであること。

(2) ドア

ドアは通過の為に十分な開きが可能で、車椅子から開閉出来る様に作られていなければならない。入口ドア、エレベーター・ドア等は80cmの自由な通過部分と、更にドアを開いた側に70cmの幅を持った自由な空

間のあることが要求される。入口の幅は最低1.3mなければならない。（車椅子の回転に必要な面積は、1.3×1.3m）

(3) 階段及びスロープ

18段以上の階段は、二つ又は其れ以上の階段の組に分けられる。そしてそれぞれの階段の組には、少なくとも同じ広さを持った踊り場が付いていること。階段やスロープは、高さの相違が分かる様に作られていること。家屋の中の様々な部分間の高さの相違は、最高1.12mの傾きと最長6 mの長さを持つスロープとして通路が出来ているならば、認められる。又階段やスロープに於ける高さの相違に気付く様に、例えば最初の一段と最後の一段に印を付ける。

(4) 部屋の付属品

電話ボックス、外套棚等は、障害のある人々が利用出来る様に、見つけ易く、又使われ易く作られていなければならない。更に電話や操作部分は、床上90cmの所に置かれ、車椅子から届くようにしてあること。

(5) 操作用具

エレベーターの中の操作ボタン、非常ベル、インターホーン、ドアの把手、スイッチ等は、障害のある人々が利用出来る様に作られていること。又それらは、床上90-120 cmの所につけることを認められている。

S B Nは更に、建物の安全・衛生を定めている第3章で、特に住宅を指定して騒音遮断について次の様に述べている。

(1) エレベーターの縦穴、廊下又はアティックと居住用アパートとの間の扉は、最低音量級の30dBで作られていること。

(2) 建物内での通常の活動に際して、建物

資 料

の内側にはあるがアパートの外側にある空間。(廊下, 玄関, 踊り場, 階段等)からの恒常的な騒音についての基準は, 寝室と居間とで30dB, 台所で35dBを越えないというものであり, 建物の設備は其の様に作られること。但し昼間(7-20時)は, 寝室と居間とで35dBまで認められる。

(3) 上下水道設備は, アパート外での水の汲み上げと排水とに際して, 騒音水準が寝室と居間とで35dB, 台所で40dBを越えない様に作られている。

(4) 24時間作動しているアパート内の設備, 例えば冷蔵庫, 暖房・通風装置は, 騒音水準が寝室と居間とで30dBを越えない様に作られること。

結 び

以上, S B Nの住宅に関する規定を中心

に, スウェーデン建設・建築法規中の福祉的条項を例示的に紹介して来た。従って以上が福祉的条項の総てではないし, また必ずしもそれらを体系的に述べたのでもない。しかし, 住宅政策が福祉の領域に取り込まれ, 統合されていること, そしてそのことによって初めて正常化の原理も実現され得ることが分かるであろう。又, 住宅建築に関する規定は, 日常生活の不便・不快・障害を除去し, 快適さを増進するようのものであるべきだという視点も理解出来るであろう。騒音遮断に関する条項はその典型的な例である。

付 記

[S B N等のスウェーデン語文献の解説に関して小野寺信, 百合子御夫妻から多くの御教示と御助言を頂きました。記して感謝致します。但し, あり得べき誤りにつきましては, すべて筆者の責任であることを付け加えます。]